

9. 高血圧専門医制度における認定施設に関する細則

2018年5月19日 施行

第1条

日本高血圧学会認定高血圧専門医制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については施行細則の規定に従うものとする。

第2条 認定施設の区分

専門医制度規則に規定する認定施設を下記のように区分する。

1. **認定研修施設Ⅰ**：高血圧指導医が在籍し、高血圧研修カリキュラム（以下、研修カリキュラムと略す）に基づく研修がすべて自施設で行うことが可能な有床の認定施設。
2. **認定研修施設Ⅱ**：高血圧指導医が在籍し、研修カリキュラムに基づく研修の一部を行うことが可能な有床の認定施設。
3. **認定研修施設Ⅲ**：高血圧指導医が在籍し、研修カリキュラムに基づく研修の一部を行うことが可能な無床の認定施設。

第3条 研修期間の限度

1. 認定研修施設Ⅰ、Ⅱにおける研修期間は限度を設けない。
2. 認定研修施設Ⅲにおける研修期間は1年を限度とする。